

(案)

水と土の芸術祭 2015 基本計画
WATER AND LAND—NIIGATA ART FESTIVAL 2015

平成26年4月

水と土の芸術祭 2015 実行委員会

目次

I	開催概要	1
II	事業内容	2
1	市民プロジェクト	2
2	こどもプロジェクト	3
3	アートプロジェクト	4
4	シンポジウム	5
5	その他主催事業	5
6	連携事業	5
7	事業全体像	6
III	輸送・交通	7
IV	広報・誘客	8
V	市内・広域連携の取り組み	10
VI	チケット・パスポート	11
VII	実施・運営体制	12
VIII	スケジュール	16
IX	予算	17

I 開催概要

1 名称

水と土の芸術祭 2015

2 基本理念

私たちはどこから来て、どこへ行くのか

～ にいがたの水と土から、過去を見つめ、未来を考える(案) ～

※ 今後わかりやすい文言を検討する。

3 目的

「水と土の文化創造都市にいがた」の前進

2015 年は、北陸新幹線の延伸開業や新潟ニューフードバレー特区の推進、ユネスコ創造都市ネットワーク(ガストロノミー分野)への加盟を通じた地域と世界への貢献など、新潟市の発展にとって大きな意味を持つ、特別な年となる。

そのような中で、文化芸術が有する創造性を活かした新たな市民力の進展と、「潟」や「食」、「おどり文化」など「新潟らしさ」の磨き上げと発信により、本市の存在感を高めるとともに、魅力にあふれた、活気あるまちづくりを進める。

4 主催

水と土の芸術祭 2015 実行委員会

□実行委員長(1名) □副実行委員長(3名程度)

新実行委員会承認後記載

□参与(1名) □アドバイザー(若干名) □総合ディレクター(1名) □ディレクター(7名)

実行委員長委嘱後記載

5 後援(今後依頼予定)

総務省、経済産業省、環境省、駐新潟大韓民国総領事館、在新潟ロシア連邦総領事館、中華人民共和国駐新潟総領事館、(社)日本観光振興協会 等

6 会期

2015 年(平成 27 年)7 月 18 日(土)～ 10 月 12 日(月)体育の日 87 日間

7 会場

市内全域

○ 市民プロジェクトは、市内全域で展開する。

○ アート作品は、交通の利便性に配慮するとともに、本市のアイデンティティである水と土の特性を生かした会場において展開する。

8 事業

- (1) 市民プロジェクト(市民が企画立案し、実行委員会が支援するもの)
- (2) こどもプロジェクト(大学や教育関係者と連携し、企画・運営するもの)
- (3) アートプロジェクト(実行委員会が作家・作品を公募・招聘するもの)
- (4) シンポジウム

9 予算

270,000 千円

II 事業内容

1 市民プロジェクト

市民自らが企画・運営するもので、イベントのみならず、まちづくりや地域活性化に繋がるプロジェクトを支援する。これにより、市民や地域が主体となって関わることができる、参加性の高い芸術祭とする。

(1) 対象事業(下記のア～エのいずれにも該当するもの)

ア 市内のグループ・団体等(法人含む)が当芸術祭に賛同して行うイベント等で、かつ、「水と土」の歴史・文化などを紹介し、「水と土の新潟市」の文化振興に資するもの、「水と土」に関わるアートを活用して地域の賑わいを創出するもの、新潟らしさを表す「潟」、「食」、「おどり」等の魅力を発信するもの、または東日本大震災による被災者・避難者等を支援するものであること。

※ 主催者全員が市外在住の場合は、応募不可。

イ 芸術祭会期中に、新潟市内で開催するものであること。ただし、芸術祭会期前に実施するもので、特に芸術祭開催の機運醸成等に繋がると認められる場合は、この限りではない。

ウ 不特定多数の集客、参加が見込まれるもので、非営利であること。

エ 政治・宗教などに関する活動や、公の秩序又は善良の風俗に反するものでないこと。

(2) 実施件数

100 件程度

(3) 対象地域

市内全域(東日本大震災に対する支援を行うものについては、この限りではない)

(4) 実施主体

市民グループ、地域、団体、学校、事業所・企業等

(5) 募集期間

2014 年度(平成 26 年度)下半期

(6) 選定方法

一般公募により募集し、実行委員会で選定する。

(7) 採択要件

- 芸術祭の趣旨を理解し、独創性のある魅力的なイベント等であるもの
- 事業主体は市民グループ、地域、団体、事業所・企業等で、自主的に企画立案され実施するもの
- 芸術祭に関する情報発信や、地域の魅力の再発見、再構築、そしてその発信に寄与するもの

(8) 支援内容

事業費支援、アーティスト等の紹介、各種相談、広報等

※以下の経費は原則として、支援対象外とする。

- ア 事務所等を維持するための経費
- イ 飲食費
- ウ 人件費(外部講師に対する謝礼等は除く)
- エ その他、事業に直接必要がないと実行委員長が認める経費

(9) 事業例

まちあるき、伝統芸能、音楽、演劇、アート、映像、パフォーマンス、ワークショップ

空き家・空き店舗を活用したもの、東日本大震災の支援に繋がるもの、各種イベント等

2 こどもプロジェクト

過去の芸術祭において、子どもたちの参加性が高く、大変好評であった「こどもプロジェクト」を新たな柱の一つとして実施する。

多くの子どもたちが参加するプログラムとして、芸術の面白さ、楽しさ、すばらしさを体感し満喫するとともに、地域の歴史・文化への理解を深める場を提供する。

(1) 実施体制

大学や教育関係者と、イベント・プロジェクトの企画・実施を進める。

また、教職員や学生など広く市民の参加を受け、幅広いメンバーが参画するプロジェクトとする。

(2) 事業例

- 子ども対象のワークショップ
- 被災地の子どもとの交流プロジェクト(みずつち合宿)
 - ・ 教育委員会と連携し、東日本大震災の被災地の子どもたちを招き、2~3泊滞在し、市内の小・中学生、高校生と交流する。
 - ・ 芸術祭作品鑑賞ツアー、作家との協働制作、ワークショップへの参加
- 学校で独自に実施するプロジェクト
- 招聘作家との協働制作
- 子どもの「芸術祭」鑑賞、参加、記録の活動
- 「芸術祭」の場で拠点となる場所の設置や作品の鑑賞支援
- 「芸術祭」を通しての子ども同士の交流活動

3 アートプロジェクト

深い地域性と高い芸術性をもち、新潟の水と土の象徴である「潟」にも光を当てながら、アートプロジェクトを実施する。アートプロジェクトは、制作から展示まで、市民や地域が様々に関わることができる参加性の高いものとし、また、多様な人が楽しみ、大きな集客力が期待できるものとする。造形物だけでなく、ダンスなどのパフォーマンス、ワークショップなども実施し、過去の芸術祭で設置した作品についても、活用を図るものとする。

(1) 場 所

メイン会場は地域の特性を活かし、交通の利便性に配慮した場所で、より多くの人々が作品に接することができる場所とする。また、メイン会場のほかに、例えば潟及びその周辺をサテライトとし作品設置するなど、新潟の水と土の特性を生かした会場をディレクターと検討していく。

候補(例) 鳥屋野潟、福島潟、佐潟、上堰潟、信濃川下流域等

(2) 作品選定

公募と招聘により作家・作品を選定する。

選定は、ディレクター等が行う。

作家・パフォーマー及び作品の選定にあたっては、水と土の芸術祭の趣旨を理解した上で、新潟市の歴史・文化・自然等を感じられたり、国内外から注目を集められたり、また、来場者が楽しんだり考えたりできる作品で、制作等のプロセスにおいて参加性の高いものを優先的に選定するものとする。

会期前に完成する作品だけでなく、会期中に進行するプロジェクト等、そのプロセスに市民や来場者が参加できる作品も検討する。また、地元作家の参加を促すため、市内美術団体やギャラリー、大学・専門学校等に対し、作品公募の周知を徹底する。

(3) 作 品 数

40 作品程度 (ダンスなどのパフォーマンスを含む)

※各作品に係る経費等により調整[前回アート:59 作家 66 作品]

(4) 制 作

市民や地域、学校との協働で取り組む。プロジェクトによっては企業、事業所、団体等との共催で行う。また、アート制作のスポンサーを募る。

4 シンポジウム

東日本大震災を機に全国的に人間と自然との関係を考える気運が醸成された。第2回水と土の芸術祭においても、「自然との共生」をテーマに各界で活躍する方々をお迎えし、様々な視点から自然と人間との関係を見つめなおし考察するとともに、アートや文化について語り合うシンポジウムを開催した。

次回芸術祭においても、引き続き「自然との共生」をテーマとしつつ、新潟らしい魅力(潟・食・おどり等)の発信と地域の活性化にも繋がるシンポジウムを開催する。なお、シンポジウムは市民プロジェクト、こどもプロジェクト、アートプロジェクトとも連携し、相互に増幅させるものとする。

- (1) テーマ
「自然との共生」
- (2) 実施回数
3回程度
- (3) 開催場所
市内各所

5 その他事業

新潟市の歴史・文化・自然・食等を発信する事業や、オープニング・クロージングイベント等、実行委員会が主催して行う。

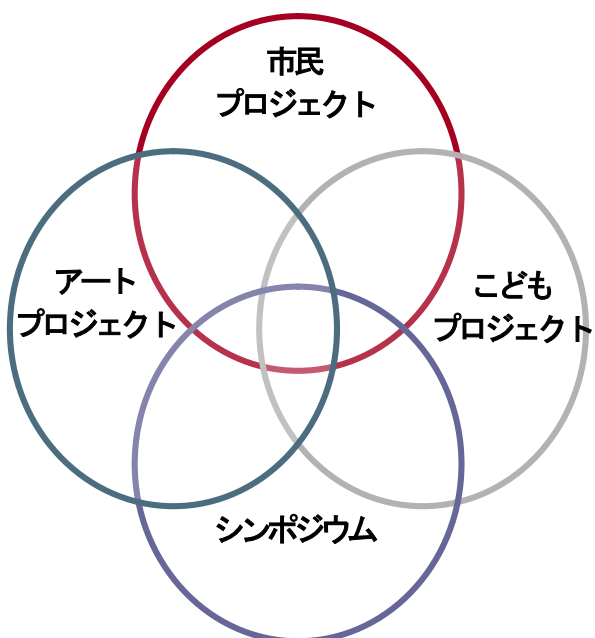
6 連携事業

市内にある美術館・博物館等の数多くの文化施設のほか、市民団体、商店街、農業団体、事業所・企業と連携し、芸術祭全体の盛り上げを図る。関連の企画展や公演、イベントを開催していただき、芸術祭ホームページやチラシ等による広報の連携を図り、一体的な情報発信を行う。

水と土の芸術祭

本体事業

市民・地域・実行委員会主体



連携事業

文化施設、市民団体等主体

文化施設
市民団体等
による事業

Ⅲ 輸送・交通

(1) 基本方針

- ア 市内外からの来場者や作家などが、円滑、かつ安全に各会場までアクセス可能な輸送体制を確立する。
- イ 輸送にあたっては、環境に配慮した交通手段を有効に活用する。

(2) 実施体制

実行委員会事務局内の企画部門において、二次交通等の検討・運営を行う。

(3) 実施概要

- ア 作品鑑賞バスツアー（ボランティアによるガイドで主な作品を巡る。交通が不便な場所にも対応する。）
- イ 近距離輸送についてはレンタサイクルなど、環境に配慮した移動手段を活用する。

(4) その他

- ア 観光循環バスや路線バス等の既存の交通手段を最大限活用し、二次交通の情報提供を行う。
- イ 交通手段だけではなく、宿泊施設の情報提供などを行い、来場者にホスピタリティ溢れる情報提供を行う。
- ウ 地域への誘導手段のひとつとして、市内各所に誘導看板（サイン）を設置する。
- エ 誘導看板（サイン）は、近隣の交通状況等を勘案した上で、特に景観や安全性に配慮したものとし、的確な誘導を行う。
- オ 誘導看板、作品看板、のぼり旗、その他サイン（芸術祭フラッグ等）を設置する。

IV 広報・誘客

(1) 基本方針

水と土の芸術祭及び新潟市の認知度を上げ、誘客を図る。

ア 費用対効果の高いパブリシティを中心とし、的確な宣伝広告を行い、新潟市民への浸透を図る。

イ 首都圏を中心とした県外向け広報を強化する。

ウ クチコミによる広報強化のため、ホームページ等 WEB を充実させる。

エ 電子媒体での情報を取りづらい方々への広報にも十分配慮する。

オ 大きな発信力を持つ「大地の芸術祭」との広報連携を図る。

(2) 実施体制

実行委員会事務局内の広報小部門において、専門家を活用した戦略的、効果的な広報推進を図る。

(3) 広報活動

ア プレスリリースの発行

新聞、テレビ、ラジオなどのマスコミや、美術雑誌、旅行雑誌、タウン誌、ミニコミ誌、フリーペーパー、ウェブニュースなどのメディアに、情報を掲載したプレスリリースや写真データを発信し、記事としての掲載を促す。

(例)

- 企画発表会開催
- プレイバント開催
- 進捗状況
- 開催案内
- オープニングイベント
- 閉幕案内
- 結果報告

イ プレスツアーの実施

マスコミや美術関係者を招聘して、開幕に合わせてプレスツアーを実施する。

ウ メディアへの出演

テレビやラジオ、新聞等に実行委員会、市民サポーターが積極的に出演、露出する。

エ PR イベントの実施・出展

メディアや美術関係者を集めた記者発表会や PR イベントへの出展を行う。

- 企画発表会
- 首都圏のアートイベントへの出展
- 誘客キャンペーン(隣接県等)への出展

オ 広報媒体の充実

- ロゴマークやチラシ、ポスターなどを制作する。
- ホームページでは作品やイベント、祭り、交通、マップなどの情報を提供するとともに、プレスリリースページを作成する。
- ツイッター、フェイスブック等、ソーシャルメディアの活用を図る。
- 新潟市広報課と連携し、既存の広報メディア(市報、広報TV・ラジオ等)を最大限活用する。

カ 「大地の芸術祭」との連携

- 共同でのメディア取材誘致
- 共同広告

キ ネットワークを最大限に活用

- 著名人による応援メッセージの発信
- 美術雑誌等での記事としての掲載(美術手帖、ギャラリー等)
- 協力関係のある自治体を通じたPR
- 市民サポーター、協賛団体や新潟市サポーターズ倶楽部、市内外の美術館・ギャラリー、美術系大学、美術愛好者等にPRの協力を依頼。

ク 広告掲載

- 新聞折り込み等
- 美術誌、旅行誌への広告掲載等
- テレビ、ラジオ、タウン誌、フリーペーパーなどの活用

ケ 工作物

- のぼり旗、バナー等を制作し、新潟市の施設や協賛団体施設等に設置
- ステッカーを制作し、車や協賛団体施設等に掲示

(4) 誘客活動

ア 旅行商品

- 芸術祭を組み入れた旅行商品を企画し、旅行代理店(エージェント)に提案。旅行商品造成を図る。
- 市内のイベントや観光施設、食の魅力、佐渡、大地の芸術祭などと連携したコースを開発
- 新潟観光コンベンション協会等と連携したエージェントセールス
- 周辺観光施設・宿泊施設等とのタイアップ

イ 旅行誘致

- 美術系大学や美術関係団体、新潟市サポーターズ倶楽部、新潟県人会、首都圏の団体や事業所などへの旅行誘致
- 各種コンベンションや新潟まつり、日本海夕日コンサート、にいがた総おどり、食の陣などのイベント参加者や期間中に新潟市を訪れる宿泊者、ビジネス客等の獲得

(5) その他

ア 記録・編集

実施報告書等の記録集の発行やホームページ等による情報発信を行うため、作品制作状況等の開催に至るまでの過程、展示状況を記録する。

イ インフォメーションセンター

来訪者の利便性を向上させるため、情報発信拠点としてインフォメーションセンターを設置する。
時の旅人館(ふるさと村敷地内)、新潟駅観光案内センター など

V 市内・広域連携の取り組み

1 市内連携の取り組み

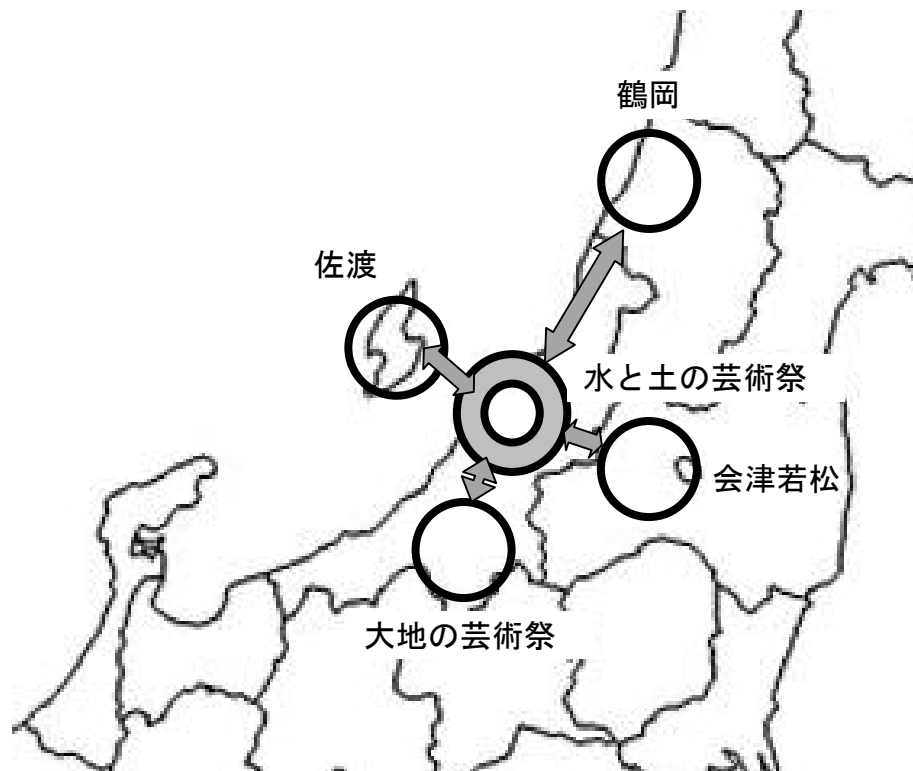
岩室温泉などの市内観光地及びマリニピアなどの観光施設と連携し、アート作品と観光地を巡るツアーの造成や、アグリパーク、いくとぴあ食花などの施設と連携し、本市の農業と食文化をアピールするなど、相乗効果を発揮できる取り組みを行う。

2 広域連携の取り組み

佐渡や鶴岡、会津若松など、既に広域観光として提携のある市町村と相互に協力し、誘客を図る。さらに、新潟県内の観光資源を最大限活用し、それらと連携することで、さらなる誘客と広域連携を促進させる。

特に、2015年に開催される第6回大地の芸術祭は、同時期に県内で開催される芸術祭であることから、更なる連携を図り、相互に人が行き来する仕組みづくりに取り組む。

また、交流のある都市や、姉妹都市・友好都市等との連携も検討する。



VI チケット・パスポート

前回の芸術祭では、2009 開催時よりパスポート料金を下げたが（一般前売り券 2,000 円→1,500 円）、さらに安価や無料にしてほしいとの意見があった。

このため、パスポート制度を見直し、無料化や、各種特典を付け割安感を出すなどの手法を検討する。

なお、無料にした場合でも個々のイベントによっては、その特殊性からチケット販売を行う場合がある。

VII 実施・運営体制

(1) 基本方針

市民主体・地域主導の芸術祭とするため市民の皆様をはじめ、議会、自治協議会等からご意見をいただき、可能な限り反映しながら事業を実施する。

(2) 組織

様々な機関・団体から参画いただき実行委員会を組織する。

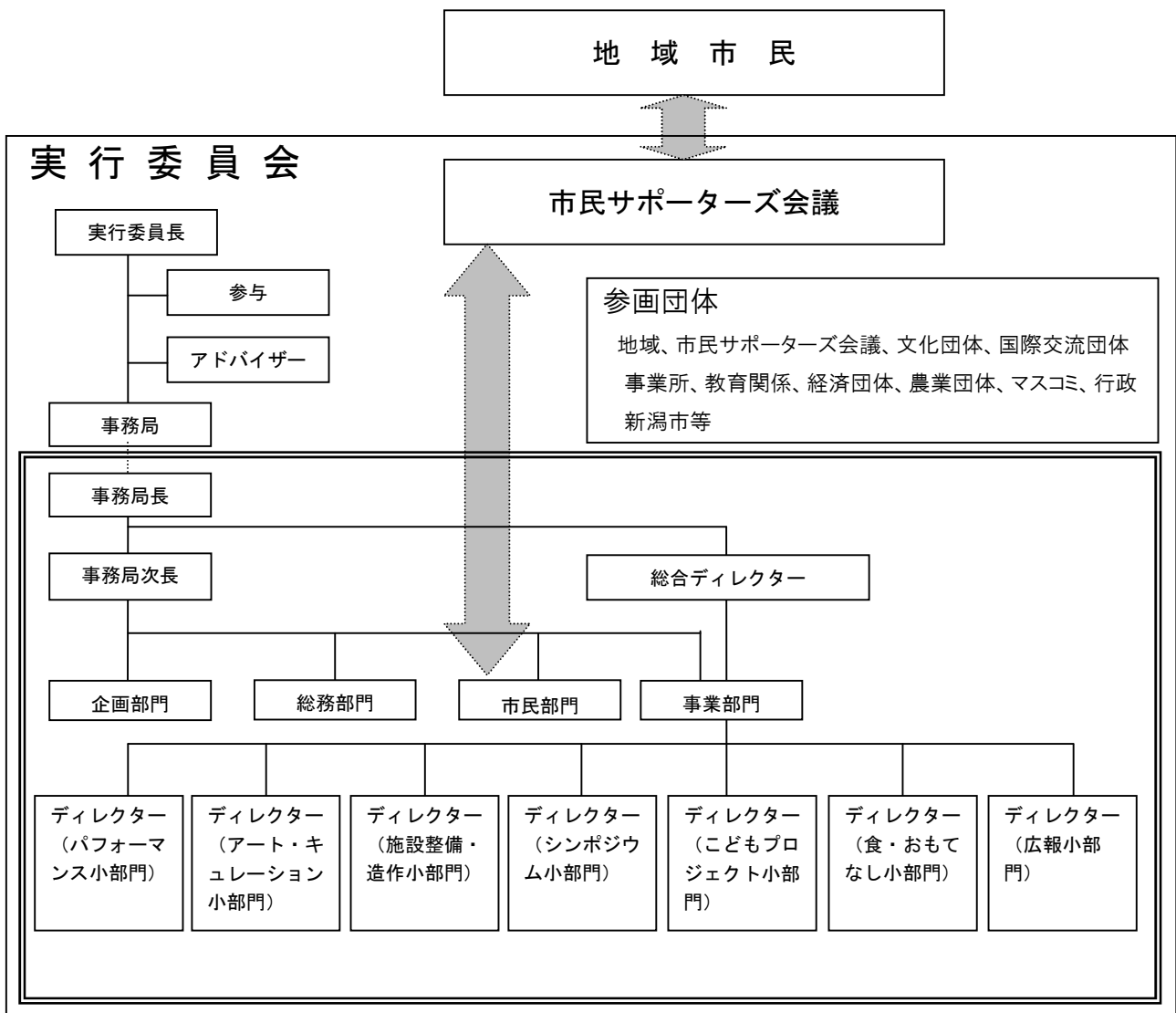
実行委員会には、参与、アドバイザー、総合ディレクター、ディレクターを置く。

事務局は、新潟市水と土の文化推進課が担う。同事務局内に企画・総務・市民・事業部門を設け、特に芸術祭の中核を担う事業部門については、総合ディレクターを配置し、この総合ディレクターの監督のもと、事業ごとにディレクターを置くことにより、個々の事業の一体化とブラッシュアップを図る。

区役所との連携を密にし、各種情報提供や協力依頼を行う。

(3) 市民サポーターズ会議との連携

市民サポーターズ会議の企画・運営等への参画が重要であることから、事業を進めるに当たり、実行委員会の市民部門が窓口となり、強力に連携する。



水と土の芸術祭 2015 実行委員会 会則

(名称)

第1条 本会は、水と土の芸術祭 2015 実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、水と土の芸術祭 2015（以下「芸術祭」という。）を円滑に開催するために必要な事項を審議し、実行し総括することを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 芸術祭の開催及びこれに関する事業
- (2) その他、第2条に掲げる目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 実行委員会は、別表の団体等をもって構成する。

(役員)

第5条 実行委員会には、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 実行委員長 1名
- (2) 副実行委員長 若干名
- (3) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 役員は、実行委員会の中から互選により選任する。

2 監事は、実行委員会の外部から選任できるものとする。

(役員職務)

第7条 実行委員長は、実行委員会を代表し、会務を統括する。

2 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長が不在のときは、その職務を代行する。

3 監事は、会計及び業務を監査する。

(会議)

第8条 実行委員会の会議（以下「会議」という。）は、実行委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関する事。
- (2) 芸術祭の計画及び運営に関する事。
- (3) その他重要な事項に関する事。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 実行委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(参与)

第9条 実行委員会に参与を置くことができる。

2 参与は、芸術祭の基本的な方向性を導引する。

3 参与は、実行委員長が委嘱する。

(総合ディレクター)

第10条 実行委員会に総合ディレクターを置くことができる。

2 総合ディレクターは、次条に掲げるディレクターを統括する。

3 総合ディレクターは、実行委員長が委嘱する。

(ディレクター)

第11条 実行委員会にディレクターを置くことができる。

- 2 ディレクターは、総合ディレクターの指示に従い、専門的知識を活かし、担当する部門の企画・運営を指導・推進する。
- 3 ディレクターは、実行委員長が委嘱する。

(アドバイザー)

第12条 実行委員会にはアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、実行委員長の求めに応じ、実行委員会に対して助言を行う。
- 3 アドバイザーは、実行委員長が委嘱する。

(部会)

第13条 実行委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、それぞれの専門分野等において、事業を推進するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、部会に関して必要な事項は、実行委員長が定める。

(作品選定会議)

第14条 実行委員会に作品選定会議を置くことができる。

- 2 作品選定会議の運営等に関する事項については、実行委員長が別に定める。

(専決処分)

第15条 実行委員長は、第8条第2項に掲げる事項について、緊急を要するときは、これを専決処分することができるものとする。

- 2 実行委員長は、第1項の規定により専決処分したときには、次の会議でこれを報告しなければならない。

(解散)

第16条 実行委員会は、その決議により解散することができる。

- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、新潟市に帰属するものとする。

(事務局)

第17条 実行委員会の事務を処理するため、新潟市観光・国際交流部水と土の文化推進課内に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置く。
- 3 前2項に定めるもののほか、事務局に関して必要な事項は、実行委員長が定める。

(会計)

第18条 実行委員会の経費は、負担金、寄附・協賛金、その他の収入をもって、これに充てる。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、初年度は実行委員会設立の日から平成27年3月31日までとし、次年度以降、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第20条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については実行委員長がこれを定める。

附 則

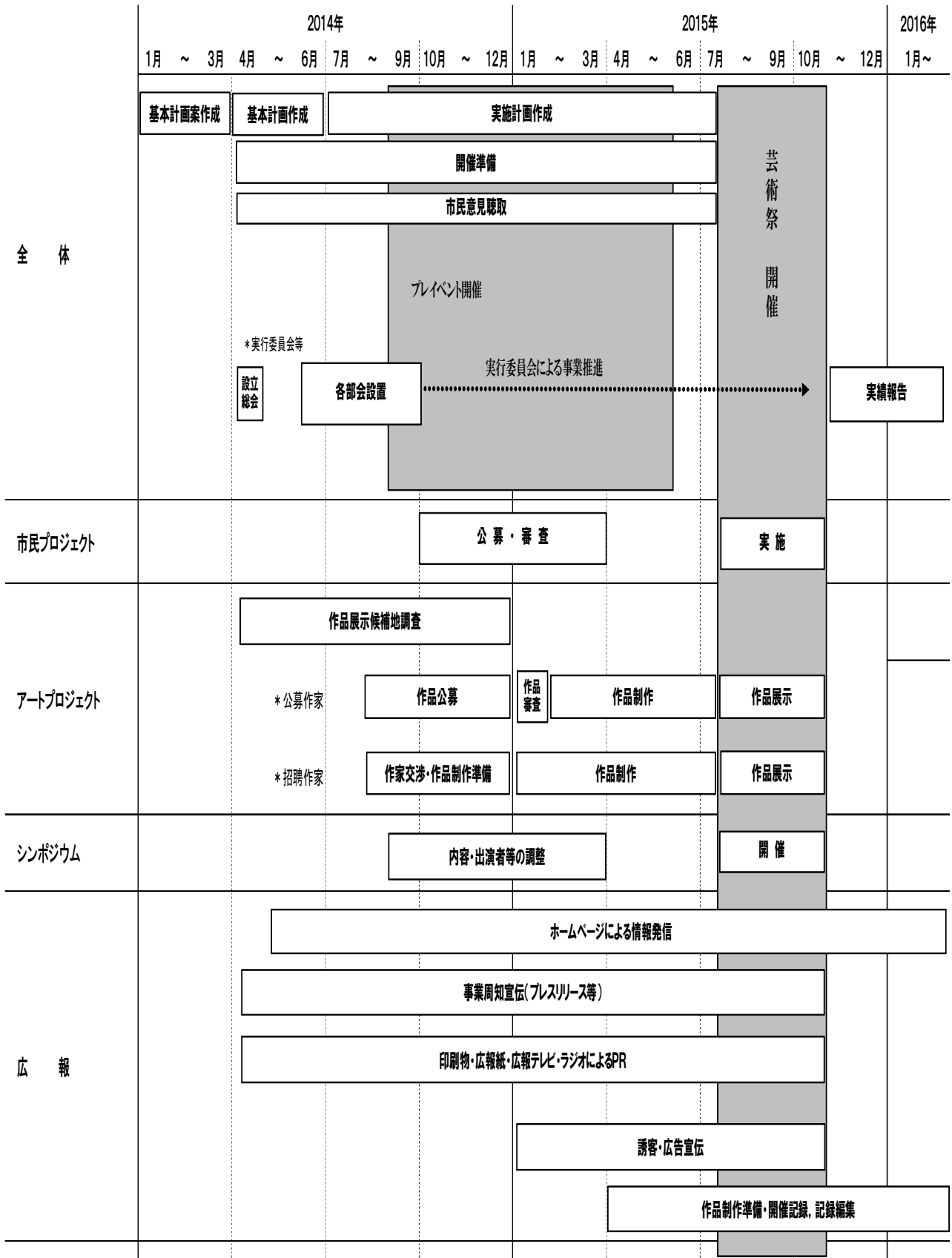
この会則は、平成26年4月28日から施行する。

水と土の芸術祭2015実行委員会 構成団体等一覧

区分	団体等名称	区分	団体等名称
市民・地域	市民サポーターズ会議	商工・経済団体	(一社)新津青年会議所
	北区		(一社)白根青年会議所
	東区		(一社)にいがた北青年会議所
	中央区	交通関係	東日本旅客鉄道(株)新潟支社
	江南区		新潟交通(株)
	秋葉区	学校・教育関係	新潟大学
	南区		新潟市小学校長会
	西区		新潟市中学校長会
西蒲区	はばたけ21の会		
農業団体	新潟県土地改良事業団体連合会	各種団体	(一社)日本旅行業協会新潟地区会
	亀田郷土地改良区		日本ホテル協会信越支部会新潟市協議会
	西蒲原土地改良区		新潟市旅館協同組合
	豊栄土地改良区		新潟市漆器同業組合
	白根郷土地改良区		(公社)新潟県観光協会
	新津郷土地改良区		(公財)新潟観光コンベンション協会
	木崎濁川土地改良区		(公財)新潟市芸術文化振興財団
	葛塚土地改良区		(公財)新潟市国際交流協会
	新潟県農業協同組合中央会		食の陣実行委員会
	全国農業協同組合連合会新潟県本部		NPO法人まちづくり学校
	新潟みらい農業協同組合		NPO法人新潟水辺の会
	新潟市農業協同組合		NPO法人新潟NPO協会
	豊栄農業協同組合	マスコミ	新潟日报社
	新潟さつき農業協同組合	行政機関	農林水産省北陸農政局
越後中央農業協同組合	国土交通省北陸信越運輸局		
	国土交通省北陸地方整備局 信濃川下流河川事務所		
水産団体	新潟漁業協同組合		国土交通省北陸地方整備局 阿賀野川河川事務所
商工・経済団体	新潟商工会議所		国土交通省北陸地方整備局 新潟国道事務所
	亀田商工会議所		国土交通省北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所
	新津商工会議所		新潟県新潟地域振興局
	新潟県商工会連合会		新潟市
	新潟経済同友会		新潟市教育委員会
	新潟市商店街連盟		
	(一社)新潟青年会議所		

計 63団体等

VIII スケジュール



Ⅸ 予算

【 収 入 】

(単位：千円)

区 分	平成26年度	平成27年度	計
新潟市負担金	20,000	236,000	256,000
寄附・協賛金	0	4,000	4,000
助成金	0	10,000	10,000
各種販売収入	0	0	0
計	20,000	250,000	270,000

【 支 出 】

(単位：千円)

区 分	平成26年度	平成27年度	計
市民プロジェクト	0	45,000	45,000
こどもプロジェクト	0	10,000	10,000
アートプロジェクト	0	85,000	85,000
シンポジウム	900	2,000	2,900
主催イベント	0	4,000	4,000
広報費	3,500	60,000	63,500
運営活動費	15,600	44,000	59,600
計	20,000	250,000	270,000